

「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」の策定等について（お知らせ）

本市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づく基本方針に従い、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、平成18年度に総合評価落札方式を導入しています。

この度、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」の策定、及び評価項目の改定等を下記のとおり行いますのでお知らせします。

記

1 広島市建設工事総合評価落札方式ガイドラインの策定

本市における総合評価落札方式の概要等をまとめた、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」を策定しました。

【広島市ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyou/138159.html>

2 評価項目等の主な改定内容

主な改定内容は以下のとおりです。評価基準等の詳細については、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」をご確認ください。

(1) 企業の施工能力

ア 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績【新規】

工事の一層の品質確保を図るため、企業の同種・同規模工事の施工実績を評価項目に追加します。

イ 週休2日工事への取組【新規】

「働き方改革」への取組を推進するため、週休2日工事への取組を評価項目に追加します。

ウ ICT活用工事への取組【新規】

「生産性向上」への取組を推進するため、ICT活用工事への取組状況を評価項目に追加します。

エ 登録基幹技能者の現場配置【新規】

工事の一層の品質確保を図るため、登録基幹技能者の現場配置を評価項目に追加します。

(2) 配置予定技術者の能力

ア 過去15年間の主任（監理）技術者の同種・同規模工事の施工経験【新規】

工事の一層の品質確保を図るため、技術者の同種・同規模工事の施工経験を評価項目に追加します。

(3) 社会的項目

ア 過去15年間の災害復旧協力等の状況【改定】

本市域内での災害対応等の実績について、発注者を問わず評価できるよう、本市域内における災害対応等の実績を評価基準に追加します。

イ 男女共同参画等への取組状況【改定】

女性や若者のための良質な職場環境づくりを推進する企業を評価するため、広島市「女性と若者が輝く企業」の認定を評価基準に追加します。

3 適用時期

令和2年5月1日より入札公告を行う工事から適用します。